

四日市市告示第134号

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱（平成14年四日市市告示第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ショートステイの<u>利用</u>期間)</p> <p>第5条 ショートステイの<u>利用</u>期間は、<u>1回につき</u>7日間以内とする。ただし、市長が真にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。</p>	<p>(ショートステイの期間)</p> <p>第5条 ショートステイの期間は、7日間以内とする。ただし、市長が真にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。</p>
<p>(ショートステイ<u>利用</u>の申請等)</p> <p>第6条 ショートステイの利用を希望する者は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用申請書（第1号様式）、<u>その他必要な書類</u>を市長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>2 市長は、ショートステイの利用の許可を決定したときは、<u>四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用決定（承認・不承認）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用実施依頼書（第3号様式）に</u></p>	<p>(ショートステイの申請等)</p> <p>第6条 ショートステイの利用を希望する者は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>2 市長は、ショートステイの利用の許可を決定したときは、<u>その旨を当該申請者及び当該施設長に通知するものとする。</u></p>

より、当該施設長に通知するものとする

。

(ショートステイ利用期間の変更)

第7条 第5条の規定によるショートステイ利用期間を変更しようとするときは、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更決定（承認・不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更実施依頼書（第6号様式）により、当該施設長に通知するものとする。

(ショートステイ利用の制限)

第9条 市長は、第6条の規定により利用申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒むことができる。

(1) 児童等が伝染病疾患を有するとき。

(2) 児童等が他の児童等に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(ショートステイ期間の延長)

第7条 第5条の規定によるショートステイ期間の延長を必要とする者は、ショートステイ期間の延長を市長に申請しなければならない。

2 市長は、ショートステイ期間延長申請書が提出されたときは、期間延長の可否を決定し、当該申請者及び当該施設長に通知するものとする。

(3) 定員を超えるとき。

(4) 前各号に掲げるものの他やむを得ない事情により対象児童等がショートステイを継続することが困難になったとき。

(申請の却下又はショートステイ利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請の却下又はショートステイの利用決定を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手続によりショートステイの利用決定を受けたとき。

(2) 実施施設長の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の理由により施設が利用できなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるものの他、市長が利用承認を取消し、又は停止することが妥当と判断したとき。

第11条 (略)

(費用等)

第12条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払を受けようとする施設の長は、ショートステイ費用請求書及び実績報告書（

(申請の却下又はショートステイの取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請の却下又はショートステイの決定を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手続によりショートステイの決定を受けたとき。

(2) 児童等が伝染病疾患を有するとき。

(3) 児童等が他の児童等に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるものの他やむを得ない事情により対象児童等がショートステイを継続することが困難になったとき。

第10条 (略)

(費用等)

第11条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払を受けようとする施設の長は、ショートステイ費用請求書及び実績報告書（

第7号様式)を市長に提出するものとする。

3 (略)

第13条 (略)

(連携)

第14条 この事業の目的を達成するため、市長は、他の関連在宅サービスとの十分な調整を行うとともに、当該施設、児童相談所、母子・父子自立支援員、民生・児童委員等関係機関と十分な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

第15条 (略)

第4号様式)を市長に提出するものとする。

3 (略)

第12条 (略)

(連携)

第13条 この事業の目的を達成するため、市長は、他の関連在宅サービスとの十分な調整を行うとともに、当該施設、児童相談所、母子相談員、民生・児童委員等関係機関と十分な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

第14条 (略)

改正後

別表（第11条関係）

子育て短期支援（ショートステイ）基準単価表（日額）

利用世帯区分	児童年齢区分	基準単価	利用者負担分
生活保護世帯	2歳未満児	10,700円	0円
	2歳以上児	5,500円	0円
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円
市町村民非課税世帯	2歳未満児	9,600円	1,100円
	2歳以上児	4,500円	1,000円
	緊急一時保護の母親	1,200円	300円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	2,750円
	緊急一時保護の母親	750円	750円

※母子家庭及び父子家庭については、「市町村民税非課税世帯」に該当する場合、「生活保護世帯」の基準を適用し、「その他の世帯」に該当する場合、「市町村民税非課税世帯」の基準を適用する。

改正前

別表（第11条関係）

子育て短期支援（ショートステイ）基準単価表（日額）

利用世帯区分	児童年齢区分	基準単価	利用者負担分
生活保護世帯	2歳未満児	10,700円	0円
	2歳以上児	5,500円	0円
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円
市町村民非課税世帯	2歳未満児	9,600円	1,100円
	2歳以上児	4,500円	1,000円
	緊急一時保護の母親	1,200円	300円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	2,750円
	緊急一時保護の母親	750円	750円

第1号様式から第4号様式までを次のとおり改める。

第1号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用申請書

年 月 日

四日市市長

住所
申請者 氏名 印
電話
利用児童との続柄

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。また、下記の申請に基づき、課税状況等に係る事項について、四日市市長が公簿及び課税台帳等により確認することについて同意します。

利用児童	フリガナ氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)	男・女
	住 所			
	利用時の健康状態 (病名 アレルギー 有 () ・ 無 身体障害者手帳 有 () ・ 無 その他心配なところ		・ 病気にかかっている 医療機関名 ・ 病気にかかっていない 療育手帳 有・無	
利用児童	フリガナ氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)	男・女
	住 所			
	利用時の健康状態 (病名 アレルギー 有 () ・ 無 身体障害者手帳 有 () ・ 無 その他心配なところ		・ 病気にかかっている 医療機関名 ・ 病気にかかっていない 療育手帳 有・無	
家族の状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	ショートステイ中の連絡先 (昼間に連絡がとれる電話番号)
一時的に養育できない理由 (疾病 出産 看護 事故 災害 その他) 具体的理由：				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
世帯区分	<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 市民税非課税 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> その他			
備 考				

第2号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日付けで申請のありました「四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業」の利用については、下記のとおり（承認・不承認）と決定しましたので通知します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日生（満 歳）
- 2 住 所
- 3 利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 入 所 施 設 名
- 5 利 用 者 負 担 金 1日につき 円

第3号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用実施依頼書

年 月 日

様

四日市市長

印

下記の者について、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業の実施を依頼します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日 (満 歳)
- 2 住 所
- 3 利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 利 用 者 負 担 金 1日につき 円
- 5 四 日 市 市 支 弁 額 1日につき 円
- 6 一時的に養育できない理由

第4号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名 印
電話
利用児童との続柄

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業要綱第6条に基づき、年 月 日付
第 号で決定したショートステイ利用期間について、その後の事情により変更したいので、
下記のとおり変更していただきたく申請します。

ふりがな 利用者名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	男・女
ふりがな 利用者名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	男・女
当初の 利用期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間			
変更 申請期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間			
変更の理由				
利用者の健康状態等				
備 考				

第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱第7条の規定に基づき 年
月 日付けで利用期間変更申請のありました「四日市市子育て短期支援（ショートステイ）
事業」の利用については、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日生（満 歳）
- 2 住 所
- 3 当初利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 4 変更利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 5 入所施設名
- 6 利用者負担金 1日につき 円

第6号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更実施依頼書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

下記の者について、 年 月 付 第 号で依頼しました四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業の実施を下記のとおり変更して依頼します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日生（満 歳）
- 2 住 所
- 3 当初利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 4 変更利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 5 利用者負担金 1日につき 円
- 6 四日市市支弁額 1日につき 円
- 7 期間変更理由

第7号様式

年度	民生費	児童福祉費	児童措置費	扶助費
<p>ショートステイ費用請求書</p> <p>一金 円也</p> <p>ただし、子育て短期支援（ショートステイ）事業にかかる費用 月分として、上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>施設種別 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設</p> <p>施設所在地</p> <p>施設名</p> <p>請求権者</p> <p>四日市市長</p>				

実績報告書

氏名	利用期間	入所日数	日額	計
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
			合計	円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)